

## 有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因解明と対策を求める意見書

精華町内の井戸水をはじめ、全国各地で有機フッ素化合物（以下「P F A S」という。）が検出されている。

P F A Sは、泡消火剤やフライパンの表面加工、はっ水剤などに幅広く使われている化合物の総称で、自然界では分解されにくく、体内に蓄積されやすい性質から「永遠の化学物質（フォーエバーケミカル）」とも呼ばれ、発がん性や胎児・乳児の成長阻害などの懸念から国民の不安は高まっている。

また、国際的にも様々な科学的論議が行われ、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」においても、規制対象物質とされている。さらには、昨年12月に、WHO（世界保健機関）傘下の国際がん研究機関（I A R C）が、発がん性に関する評価を引き上げ、P F O Sは「発がんの可能性がある」、P F O Aは「発がん性がある」に位置づけた。

我が国においても、水道水について、令和2年度にP F O S及びP F O Aが、水質管理目標設定項目に位置づけられ、暫定目標値として合計50ナノグラムパーリットルが設定されている。

また、国の食品安全委員会が、1日の許容摂取量を、それぞれ体重1キロ当たり20ナノグラムを指標値としている。

本町においても、今年度から水道水の測定を開始したばかりで、周辺環境の実態は未解明である。

現状を放置すれば、新たな公害問題を引き起こしかねない。

国民の不安解消と健康保持、さらには貴重な資源である地下水を保全するために、早急な汚染原因解明と除去対策に向けた取り組みが求められる。

よって、国に対して下記のことを求める。

### 記

1. 自治体と協力して、汚染原因を究明し、情報を開示すること。

2. 国際的動向に見合う、「規制値」の設定と法的整備をすること。
3. 希望者が、血液検査を受けられるようにすること。
4. 自治体を実施する地下水の調査・検査などに、財政的支援をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月29日

京都府精華町議会  
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、  
環境大臣、財務大臣